

## 矢板市住まいるリフォーム補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代の夫婦とその親との同居・近居を促進し、子育てに係る負担を分散し、子どもを生き育てやすい環境と定住の促進を図ること及び空き家の活用を目的とした、矢板市住まいるリフォーム補助金（以下「補助金」という。）に関し、矢板市補助金等交付規則（平成14年矢板市規則第18号）に規定するもののほか、必要な事項を定め、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯等 申請をしようとする年度の4月1日現在において、夫及び妻ともに39歳以下である世帯をいう。
- (2) 同居 子育て世帯等とその直系尊属がひとつの家屋に居住し住民登録をすることをいう。
- (3) 近居 子育て世帯等とその直系尊属のいずれも本市に住民登録をすることをいう。
- (4) リフォーム住宅 現に居住している住宅であって、子育て世帯等と同居するために、建替え若しくは改築又は改修を行ったものをいう。
- (5) 空き家住宅 市内にある空き家であって、子育て世帯等が生活するために、改築又は改修を行ったものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する

ものとする。

- (1) 本市に住民登録のある者
- (2) 子育て世帯等と同居又は近居をしている世帯にある者で、工事請負契約を締結したもの
- (3) 子育て世帯等について過去2年以内に転入、転居又は子の出生のあった世帯にある者
- (4) 子育て世帯等が本市に5年以上の定住を誓約する者
- (5) 本市の市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 子育て世帯等が、「地域少子化対策重点推進事業（結婚新生活支援事業）」の対象となるとき。
- (2) 「矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金」、「矢板市空家等活用支援補助金」、「矢板市木造住宅耐震改修等補助金」その他本市における他の住宅関係補助金の交付を受けた世帯員がいるとき。
- (3) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の世帯員がいるとき。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の対象となる住宅は、次のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 同居をするためのリフォーム住宅
- (2) 近居をするための空き家住宅
- (3) 同一敷地とみなせる土地における近居をするための新築住宅

（補助対象工事）

第5条 補助金の対象となる工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 子育て世帯等が居住するために必要なリフォーム工事
  - (2) 子育て世帯等が居住するための新築工事
- (補助金の額等)

第6条 補助の範囲は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、「矢板市結婚新生活支援事業補助金」の対象となるときは、その補助金相当額を控除した額とする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付は、同一世帯に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市住まいるリフォーム補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定住誓約書（別記様式第2号）
- (2) 住民票の写し（世帯全員についての続柄が記載されているもので、発行から3か月以内のもの）
- (3) 親子関係等を証する書類の写し
- (4) 申請者が本市の市税を滞納していないことを証する書類（発行から3か月以内のもの）
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 工事内容が確認できる書類の写し
- (7) 建物の工事完了日又は引渡日が確認できる書類の写し
- (8) 新築、改築又は改修に係る費用の支払が確認できる書類の写し
- (9) 工事完了後の写真
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請の期限は、住宅の工事完了日又は引渡日から1年を経過するまでとする。

3 第1項に規定する申請は、実績報告を兼ねるものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書等の内容を審査し、適正と認めるときは、矢板市住まいるリフォーム補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、矢板市住まいるリフォーム補助金交付請求書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振り込みを希望する口座の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、矢板市住まいるリフォーム補助金返還命令書（別記様式第5号）により、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段等により補助金の交付を受けた場合
- (2) その他市長が相当の事由があると認める場合

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	補助金額
子育て世帯等に転入が伴う場合	新築・改築・改修に係る費用。ただし、上限を50万円とする。
子育て世帯等に転入が伴わない場合	新築・改築・改修に係る費用。ただし、上限を30万円とする。